

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第 7 号）（総合企画局プロジェクト推進室）

市長の附属機関として所期の設置目的を達成した京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会を廃止する必要があるため、次のとおり条例を改正することとしました。

別表第1 3 京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を削ります。

この条例は、令和元年6月11日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 7 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3 京都駅東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)